

競業避止義務について

平成29年4月19日

担当：脇

第1 事案の概要

運送会社から、従来の就業規則及び賃金規程を見直し・改定してほしいとの依頼を受けた。

主たる改定点は賃金に関するスキームであったが、就業規則及び賃金規程のチェックも兼ねた依頼であったため、各条につきチェックした。

その中で、在職時及び退職後の競業避止義務を定めた規定があり、その有効性について疑問が残ったため、改定すべきか否かを検討した。

第2 規定の内容

「会社の許可なく、在職中又は退職後においても競業行為を行わないこと。」

↓

競業避止義務が認められる趣旨と、憲法22条1項

第3 考慮要素

- 1 企業の利益（目的の合理性）
- 2 従業員の地位
- 3 地域的限定
- 4 競業禁止期間
- 5 禁止行為の範囲
- 6 代償措置

第4 判例における判断

- 1 日本において保険業を行う外国保険業者（H24.1.13 東京地判）
- 2 廃プラスチックのリサイクルを業とする会社（H24.3.13 東京地判）
- 3 スポーツクラブ、スポーツ教室、文化教室の経営及び運営の受託、スポーツ用品及びスポーツ用衣類の販売、個人向けスポーツ指導業務、経営コンサルタント業務等、子供向けサッカー教室の運営をはじめとするスポーツ関連事業を行う会社（H24.1.17 東京地判）
- 4 コンピューターによる設計システム、解析システム、製造・生産システム等のソフトウェアの販売及び導入支援を主たる業務とする株式会社（H24.1.23 東京地判）
- 5 各種めっき加工及び金属表面処理業を主たる業務とする会社（H23.3.4

大阪地判，H21.10.23 大阪地決)

- 6 ボイストレーニング教室を運営する原告会社 (H22.10.27 東京地判)
- 7 建築物・構築物内外装の清掃・補修・保守の各事業，同各事業に関わる機械・車両・器材・塗料・洗剤の輸入・販売・リース，同各事業に関わるフランチャイズチェーン店の加盟店募集及び加盟店指導業務等を目的とする株式会社 (H20.11.18 東京地判)

第5 本件について

以上